

平成18年12月28日

各 位

株式会社TTGホールディングス  
代表取締役社長 赤池正裕  
(JASDAQ・コード1991)  
問合せ先  
IRセンター電話(03)5421-9617  
9618

### 有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令の決定について

平成18年12月27日付金融庁からの当社に対する課徴金納付を命じる決定について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 金融庁からの決定の内容及び事実、理由について

以下、金融庁のHPより抜粋

金融庁は、証券取引等監視委員会から(株)TTGホールディングスに係る有価証券届出書等虚偽記載の調査結果に基づく課徴金納付命令の勧告を受け、平成18年12月6日に審判手続開始の決定を行ったところ、被審人から課徴金に係る証券取引法(以下「法」という。)第178条第1項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官から法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、本日、以下のとおり決定を行った。

#### 1 決定の内容

納付すべき課徴金の額及び納付期限

金1億3133万円 平成19年2月28日(水)

#### 2 事実及び理由

##### (1)課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人(株)TTGホールディングスは、関東財務局長に提出した

- ・平成17年3月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年5月23日提出の有価証券届出書及び同年6月29日提出の同有価証券届出書の訂正届出書
- ・平成17年3月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年8月5日提出の有価証券届出書
- ・平成17年3月期有価証券報告書及び平成17年9月期半期報告書を組込情報とする平成18年1月6日提出の有価証券届出書
- ・平成17年3月期有価証券報告書及び平成17年9月期半期報告書を組込情報とする平成18年3月10日提出の有価証券届出書

に基づく募集により株式等を取得させたが、上記平成17年3月期有価証券報告書には、連結経常利益が約118百万円の損失であったにもかかわらず、約204百万円と記載するなどした連結損益計

算書、及び連結純資産額が約 1851 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に約 34 百万円と記載するなどした連結貸借対照表が掲載されており、上記平成 17 年 9 月期半期報告書には、連結純資産額が約 481 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に約 1087 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表が掲載されていた。

これは、売上原価の付替え等によるものであり、被審人の行った上記の行為は、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

被審人は、平成 17 年 12 月 26 日、関東財務局長に対し、上記平成 17 年 9 月期半期報告書を提出した。

これは、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出した行為に該当する。

## (2) 課徴金の計算の基礎

重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合の課徴金の額は、法 172 条第 1 項により、取得させた有価証券の発行価額の総額の 100 分の 1（ただし、当該有価証券が、株券等のときは、100 分の 2）に相当する額が課徴金の額となる。本件においては、

- 平成 17 年 5 月 23 日提出の有価証券届出書及び同年 6 月 29 日提出の同有価証券届出書の訂正届出書について、  
 $990,000,000 \text{ 円} \times 2/100 = 19,800,000 \text{ 円}$
- 平成 17 年 8 月 5 日提出の有価証券届出書について、  
 $3,500,000,000 \text{ 円} \times 2/100 = 70,000,000 \text{ 円}$
- 平成 18 年 1 月 6 日提出の有価証券届出書について、  
 $1,600,000 \text{ 円} \times 2/100 = 32,000 \text{ 円}$   
また、課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、30,000 円となる。
- 平成 18 年 3 月 10 日提出の有価証券届出書について、  
 $2,000,000,000 \text{ 円} \times 2/100 = 40,000,000 \text{ 円}$

重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出した場合の課徴金の額は、法第 172 条の 2 第 2 項により、300 万円（ただし、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額が 300 万円を超えるときは、その額）の 2 分の 1 に相当する額が課徴金の額である。

本件においては、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（337,507 円）が、300 万円を超えないことから、課徴金の額は 300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円となる。

以上より、課徴金の額は次のとおりとなる。

$$19,800,000 \text{ 円} + 70,000,000 \text{ 円} + 30,000 \text{ 円} + 40,000,000 \text{ 円} + 1,500,000 \text{ 円} = 131,330,000 \text{ 円}$$

## 2. 今後の対応等について

当社といたしましては、金融庁からの課徴金納付命令を真摯に受け止めております。また、再発防止といたしまして、本年4月に発足させた外部有識者から構成される「特別調査委員会」からの提言に基づく「会社分割」を平成18年12月25日に実施し、当社の45年に亘る歴史の上に蓄積された技術力に加え他社にはない輝ける技術力を武器に、企業としての社会貢献を果たし、信頼され選択される企業となるべく社員一同邁進していく所存であります。

当社をご存知のとおり平成19年1月7日付でジャスダック証券取引所において上場廃止に至りますが、積極的な過去との決別、経営陣の刷新、加えて会社分割の実施等の施策により、必ずや再建を果たし、更なる企業価値の向上を目指す所存であります。

投資家の皆様やお取引先の皆様、市場関係者の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、誠に申し訳なく申し上げますと共に、当社の再出発にご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

以上